



犬の飼い主のみなさまへ

飼い主としてのマナーを守り、
必要な手続きを行きましょう。

マナー編

責任ある飼い犬管理を

- 家族の一員として責任と愛情を持って、最期まで飼育しましょう。
- 適度な散歩や適切な給餌・給水、健康管理に留意しましょう。
- 人間と社会生活を楽しんで送れるようにしつづけましょう。
- 地域の方々に、鳴き声や悪臭などで迷惑をかけないように飼育しましょう。



不妊・去勢手術を

行き場のない命を生み出さないため、生殖器に起因する病気を防ぐため、また発情期のストレス軽減など、多くのメリットがあります。是非、不妊・去勢手術をしましょう。



散歩中や遊びの最中は、必ずリードを

宮城県条例では、犬のけい留が義務付けられています。通行人等に危害を加えないよう、また、犬が好きな人も嫌いな人も安心して暮らせるよう、飼い主がしっかりリードを持って管理しましょう。

犬の排泄物の後始末を

「ふん」は必ず持ち帰り、「尿」はたっぷりの水で洗い流すなど、後始末はしっかりと行いましょう。



鑑札・済票はもちろんのこと、首輪が取れてしまっても身元証明が可能となるマイクログリップの装着をご検討ください。



連絡・
問合せ先

① 仙台市総合コールセンター
「杜の都おしえてコール」
TEL 022-398-4894

②  仙台 (仙台市動物管理センター)
〒983-0034 仙台市宮城野区扇町6-3-3
TEL 022-258-1626 FAX 022-258-1815



飼い犬に関する手続き編

🐾 犬の登録

生後91日以上の子犬は、登録が必要です。動物管理センターで登録可能なほか、仙台市獣医師会指定の動物病院で狂犬病予防注射時のみ、登録の手続きがあわせてできます。登録すると「鑑札」が交付されます。



🐾 狂犬病予防注射

生後91日以上の子犬は、毎年1回狂犬病予防注射を受けなければなりません。毎年4月～6月に受けるように法律で義務付けられています。狂犬病予防注射は、動物病院で接種できます。仙台市獣医師会指定の動物病院であれば、「注射済票」が交付されます。指定の病院でない場合は必ず、センターで交付手続きを行って下さい。

- ※交付された「鑑札」「注射済票」は、首輪などに付けることが法律で義務付けられています。
- ※動物病院等で犬が病気等のために、法定期間内に狂犬病予防注射が受けられない時は、「猶予証明書」(予防注射が受けられない証明書)を発行してもらい、ハガキと一緒に動物管理センターまで送付してください。

なお、長期にわたる疾病でも「猶予証明書」は年度毎の提出が必要です。

🐾 登録事項の変更 (飼い主の転居、飼い主の変更)

動物管理センターでご確認の上、変更の手続きをしてください。

🐾 飼い犬が死亡したとき

動物管理センターでご確認の上、死亡届を提出してください。遺体の処理は「ペット斎場」(TEL 373-7469)又は民間の業者などにご相談ください。



※各種届出用紙は、動物管理センターに電話で請求もしくはセンターホームページからダウンロードしてください。

🐾 飼い犬が人や他の動物を咬んでしまったら

飼い犬が人もしくは動物を咬んでしまった場合、飼い主及び犬に咬まれた人もしくは動物の管理者は、動物管理センターにご連絡ください。



🐾 飼い犬が迷子になったとき

飼い犬がいなくなった場合、できるだけ早く動物管理センターと最寄りの交番にご連絡ください。



🐾 迷子犬を保護したとき

犬の特徴・保護場所・鑑札番号などなるべく詳しい情報を、最寄りの交番と動物管理センターまで、ご連絡ください。

